

野 球 部 後 援 会 規 約

【名 称】

第1条 本会は、笛吹市春日居支部スポーツ少年団野球部後援会（以下後援会と言う）と称する。

【目 的】

第2条 後援会は少年野球の健全な育成のため、次の活動を行う。

- (1) スポーツ少年団活動の目的達成のための育成援助
- (2) スポーツ少年団が参加する交流活動、大会参加への援助協力
- (3) 広報活動
- (4) 後援会員相互の親睦を図る
- (5) その他スポーツ少年団育成に必要な事項

【組 織】

第3条 後援会はスポーツ少年団野球部の保護者及びその目的に賛同する個人、団体を持って組織する。

【役 員】

第4条 後援会には次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名

ただし、必要に応じ会長は副会長、会計を複数任命することができる。

【役員を選出】

第5条 役員は会員の互選により選出する。

【役員の仕事】

第6条 役員は次の会務を行う。

- (1) 会長は、後援会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に支障がある場合は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、後援会に関する会計を処理する。
- (4) 監事は、会長および副会長が兼ね、会計監査を行う。
- (5) 役員は、交流活動、大会参加などの際、選手輸送の調整を行い一部を担う。また、これに関して、不慮の事故等に備えスポーツ安全保険に加入し、万一の場合の責任は、保険による保障の範囲とする。なお、必要に応じて役員以外の会員についても、会長の判断によりスポーツ安全保険に加入することができる。

【役員の仕事】

第7条 役員の仕事は1年とし、9月1日から翌年8月31日までを原則とする。ただし再任は妨げない。

【総会の開催】

- 第8条 ・総会は、第3条に定める会員をもって構成する。
- ・総会は、原則として年2回（3月と8月）に開催し、会長が必要と認めるとき、臨時総会を開催することができる。
 - ・総会は、会長が召集して議長となり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 規約の変更に関すること。
 - (2) 役員を選任に関すること。
 - (3) 事業計画および事業計画に関すること。
 - (4) その他必要事項。
 - ・総会の議決は、出席会員の過半数によって決められる。可否同数の場合は議長がこれを決める。

【会 費】

- 第9条 後援会の会費は、一月2,000円とし半期分12,000円を第8条2項の総会開催時に徴収する。
なお期の途中で入団した場合は入団月を含む月割り額を徴収するものとする。
- 第10条 公式戦ユニフォームのリース代として月額150円とし半期分900円を第8条2項の総会開催時に徴収する。なお期の途中で入団した場合は入団月を含む月割り額を徴収するものとする。
- 第11条 期の途中で退団した場合は、第9条に定める後援会の会費と第10条に定めるユニフォームリース代を退団月の翌月以降分を返金することとする。

【会 計】

- 第12条 第12条 後援会の会計は、会員の納める会費、寄付金、その他をもってこれにあたる。
また、会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとし、会計報告を8月の総会で行う。

【守秘義務】

- 第13条 本後援会員は、後援会員及び後援会員の家族の個人情報並びに監督、コーチの個人情報について、漏洩してはならない。また、個人情報は団運営以外の目的に使用する事はできないものとする。

【その他】

- 第14条 本規約に明記のない事項で、運用に支障をきたす事項が発生した場合、役員で協議し対応する。

附 則

- 1 平成19年3月 一部改正
- 2 平成22年3月27日 一部改正

笛吹市春日居支部スポーツ少年団 ユニフォーム積立金 規定

【目 的】

第1条 本規定は、笛吹市春日居支部スポーツ少年団野球部後援会（以下後援会と言う）が所有する公式戦ユニフォーム及び公式戦帽子（以下、ユニフォームと言う）の整備及び購入費に充当することを目的に積立て、後援会会規約第10条に定める金額を繰り入れる。

【積立金管理】

第2条 本規定の積立金は、後援会本会計とは別に後援会会計が管理し、毎年1回8月の総会にて会計報告をする。

【積立金の支出】

第3条 積立金の支出は、ユニフォームの新調年月日、使用状況、その他の事情を考慮し、総会時に、または臨時総会を開催して決定する。

第4条 以下の目的のために、その全額あるいは補助として支出される。

- (ア) 公式戦ユニフォーム及び公式戦帽子の補充及び整備。
- (イ) その他、ここに記されていない支出については、総会または臨時総会を開催して決定することができる。

【管 理】

第5条 後援会が購入したユニフォームは、当後援会の備品とし、これを保管するとともに備品台帳に記帳整理する。また、退団のときなど、ユニフォームの使用が完了したとき、又は備品の借受けが不用となったときは、速やかに後援会へ返却し、備品台帳に記帳整理する。

第6条 ユニフォームは後援会から団員に貸与する。団員はこれを大切に使用・保管・管理しなければならない。

第7条 ユニフォームの紛失、故意な棄損など個人の責任によるときは、弁済責任が発生する。

【使 用】

第8条 ユニフォームの使用については、公式大会や練習試合で必要となるユニフォームを使用することができる。また、後援会が主催する事業や活動で後援会が認めたとき団員はユニフォームを使用することができる。私用や一般練習時には、着用できない。

【配布と整備】

第9条 ユニフォームを配布する対象団員は、4月1日現在に笛吹市春日居支部スポーツ少年団野球部に登録されている団員とする。尚、ユニフォーム数に余裕がある場合は、途中で入団した団員にも配布する。

第10条 原則として、ユニフォームの整備にあたっては、上着及び帽子のみについて整備する。

附 則

この規約は平成22年3月27日から実施する。